

公益社団法人日本サインデザイン協会寄附金等取扱規定

平成24年4月1日制定

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人日本サインデザイン協会定款（以下「定款」という。）第44条第4号の規定に基づき、この法人が受領する寄付金について、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 一般寄附金 この法人の会員及び広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金

(2) 特別寄附金 前号のほか、個人又は団体から受領する寄附金

2 この規定における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 この法人は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に充てなければならない。

(一般寄附金の受領書等の送付)

第4条 一般寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を送付するものとする。

2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(特別寄附金)

第5条 この法人は個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。

2 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

3 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体はその寄附により、特別の利益を受ける場合

(2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

(3) 寄附金の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担が生ずる場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(特別寄附金の受領書等の送付)

第6条 特別寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を送付するものとする。

2 前項の受領書には、特別寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第7条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第8条 寄附者に関する個人情報については、別に定める「個人情報管理規定」に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第9条 この寄附金等取扱規定の改廃は、理事会の決議を得て行うことができる。

附則

- 1 この規定に定めていない事項は、理事会の決議により会長が別に定める。
- 2 この規定は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。